

★人材確保に取り組む市内事業所を支援します★

小矢部市雇用促進支援事業費補助金



補助対象者 (次の要件をすべて満たす者)

- 市内に本社、本店などの事業所を有すること
- 市内で過去1年以上にわたり事業を営んでいること
(個人の場合は1年以上住所を有する者に限る)
- 納期限の到来した市税に滞納がないこと

※次の業種は対象外

- ・公務 (日本標準産業分類 大分類S)
- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項に規定する業種
(ナイトクラブ、マージャン屋、パチンコ屋など)

補助対象事業

大学等の卒業予定者、転職希望者その他の就職希望者を対象として市外で開催される合同説明会等に、補助対象者が人材の確保を目的として自ら出展する事業

※出展会場での小矢部市の施策に関する広報活動 (パンフレット配布等) にご協力をお願いしております
(施策に関する資料は市が提供いたします)

補助対象経費 (次に掲げる経費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた額)

経 費	詳 細
会 場 費	合同企業説明会等の主催者が定めた参加負担金、出展料等
小 間 装 飾 料	出展に伴う装飾工事、電気工事等の費用
備 品 借 上 料	出展会場で使用する備品の借上料
搬 送 料	会場までの出展物の搬送料 (自ら運搬する場合を除く)
広報資料製作費	就職希望者等に自社の事業内容や労働環境等をPRする目的で製作した映像、パンフレット等の製作費 (出展前1年以内に製作し、実際に出展会場で使用したものに限り)

※他の補助金等の交付を受けて出展する場合、その補助金等の額を差し引いた額とする

補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内

限度額：10万円

※同一事業所については、同一年度1回、通算3回まで

手続きの流れ

- STEP 1 補助金交付申請書を合同企業説明会等へ出展する前までに市へ提出
- STEP 2 事業実績報告書を合同企業説明会等への出展事業完了後30日以内に市へ提出
- STEP 3 補助金交付請求書を市へ提出

制度及び申請に関するお問い合わせは

小矢部市産業建設部商工観光課

TEL 0766-67-1760 (代表) FAX 0766-67-1567

お気軽にお問い合わせください!